

## 発達障害者支援関係報告会

日時:平成29年2月2日(木)

場所:文部科学省第二講堂

# 特別支援教育行政の現状と課題

- |                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 1. 平成29年度政府予算案<br>(特別支援教育・発達障害関係) | 1.  |
| 2. 昨今の制度改正                        | 11. |

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY·JAPAN

# 1. 平成29年度政府予算案 (特別支援教育・発達障害関係)

# 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

平成29年度予算額(案) 25億円(平成28年度予算額 20億円)

## (インクルーシブ教育システムの推進)

### ○インクルーシブ教育システム推進事業 1,452百万円(1,001百万円)〔補助率1/3〕

本年度の障害者差別解消法の施行、発達障害者支援法の改正等を踏まえ、自治体のインクルーシブ教育システムの推進に向けた取組に対して経費の一部を補助。

#### ◆【新規】特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備 30地域

特別な支援を必要とする子供について、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の整備を促すため教育部局と福祉・保健・医療・労働等の部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援する。

#### ◆特別支援教育専門家等配置

【拡充】医療的ケアのための看護師 1,000人⇒1,200人

【新規】就労支援コーディネーター 74人・発達障害支援アドバイザー 74人 等



## (発達障害に係る支援)

### ○発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

#### ◆【新規】特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業等 152百万円 27箇所等

小・中・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する特別支援教育の体制充実のための組織強化を図るため、学校経営の在り方や、必要なノウハウなどについて、大学教授等の専門家を活用し調査研究を行う。

## (教職員の専門性向上)

### ○特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 237百万円(56百万円)

特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教員等に対する専門的な研修の実施や特別支援学校教諭免許状等取得に資する取組を実施する。

#### ◆特別支援教育に関する教員等の養成講習及び資質向上研修等の実施 22箇所 等

#### ◆特別支援教育に関わる教員のインターネットによる資質能力向上推進支援事業

(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数)



## (学習指導要領の改訂)

### ○学習指導要領等の改訂及び学習・指導方法の改善・充実 72百万円(27百万円)

学習指導要領の改訂や解説書の作成、周知・徹底等を着実に実施するとともに、改訂の方向性を踏まえた特別支援学校における学習・指導方法の改善・充実を図るための実践研究等を行う。

## (心のバリアフリー)

### ○学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業 85百万円(81百万円)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、障害のある子供と障害のない子供と一緒に障害者スポーツを行う、一緒に障害者アスリート等の体験談を聞くなどの交流及び共同学習を実施する。26地域

## (上記以外の施策:就学支援・教職員定数の改善・学校施設整備)

### ○特別支援教育就学奨励費負担等 12,209百万円〔補助率1/2〕

特別支援学校及び特別支援学級等に就学する障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費、学用品費等に必要な経費を援助する。

#### ○特別支援教育の充実の観点から、通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を実施(602人)

#### ○学校施設整備(特別支援学校の教室不足解消のための補助、公立学校のバリアフリー化)〔補助率1/3等〕



# インクルーシブ教育システム推進事業

平成29年度予算額(案) 1,452百万円(拡充)

障害者権利条約の批准や改正障害者基本法の趣旨及び平成28年4月からの障害者差別解消法の施行等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組として、自治体が、**I. 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備、II. 特別支援教育専門家等配置 III. 特別支援教育の体制整備の推進**をする場合に要する経費の一部を補助する。

I 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備【新規】(30地域)  
特別な支援を必要とする子供について、就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援体制の整備を促すため、教育部局と福祉・保健・医療・労働等の部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援する。【別紙】

## 教育再生実行会議(第九次提言抜粋)

- 乳幼児期から青年期まで継続的に発達支援・相談等を行う体制の整備を促すため、国は、各市区町村等において教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局が連携した体制を整備することによって成果を上げている先進的な取組事例について情報提供するとともに、モデル事業の実施等を通じた支援を行う。
- 特別な支援を必要とする子供について、各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、国は、乳幼児期から高等学校段階までの各学校等で個別の支援情報に関する資料を作成し、進級、進学、就労の際に、記載された情報の取扱いについて十分に配慮した上で、その内容が適切に引き継がれる仕組みを整える。
- 障害のある子供の自立と社会参加に資するよう、国、地方公共団体は、特別支援学校高等部や高等学校において、インターンシップや就労先の開拓、卒業後のフォロー等を行う職員の配置を充実させ、労働分野等の関係機関と連携した就労支援を行う。

## II 特別支援教育専門家等配置

### ① 医療的ケアのための看護師【拡充】(1,000人→1,200人)

・学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、これらの児童生徒の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。

### ② 早期支援コーディネーター (74人)

・自治体が行う早期からの教育相談・支援に資するため、関係部局・機関等や地域等との連絡・調整、情報収集等を行い、特別な支援が必要となる可能性のある子供の円滑な就学先決定の支援を行う。

### ③ 就労支援コーディネーター【新規】(74人)

・特別支援学校高等部、高等学校において、ハローワーク等と連携して、障害のある生徒の就労先、就業体験先の開拓、就業体験時の巡回指導、卒業後のアフターフォロー等を行い、障害のある生徒の自立・社会参加を支援する。

### ④ 外部専門家 (348人)

(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等)  
・特別支援学校のセンター的機能を充実させ、特別支援学校全体としての専門性を確保するとともに、特別支援学校以外の多様な学びの場における特別支援教育の体制を整備するため、外部専門家を配置・活用する。

### ⑤ 発達障害支援アドバイザー【新規】(74人)

・児童発達支援センター等の福祉関係部局・機関等、厚生労働省の実施する発達障害関連事業等と連携を図りつつ、教職員とも日常的に連携、協力をしながら発達障害の可能性のある児童生徒に対する指導・情報提供を専門的な観点から行う。

### ⑥ 合理的配慮協力員(47人)

・各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して「合理的配慮」の実践に資するため、学校内外・関係機関との連絡調整、特別支援教育コーディネーター等のアドバイザー、保護者の教育相談の対応の支援等を行う。

## III 特別支援教育体制整備の推進

### ① 特別支援連携協議会

・医療・保健・福祉・労働等との連携を強化し、社会の様々な機能を活用できるようにするため、特別支援連携協議会の設置し、障害のある子供の教育の充実を図る。

### ② 研修

・管理職(校長等)や各学校を支援する指導主事を対象とした学校全体としての専門性を確保するための研修。担当教員としての専門性の向上のための研修。

補助対象者：都道府県・市区町村

補助率：1/3

※平成29年度より、市区町村についても、間接補助ではなく、都道府県に事務委任し、直接補助する予定。

# 【別紙】インクルーシブ教育システム推進事業

(1) 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備  
 平成29年度予算額(案) 345百万円(新規) 1,452百万円の内数

**背景** 特別支援教育の対象となる子供たちが増加する中で、「インクルーシブ教育システム」の理念、**発達障害者支援法の改正(平成28年8月1日施行)**、**児童福祉法の改正(平成28年6月3日施行)**を踏まえ、こうした子供たちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、その**自立と社会参加**を目指し、**就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援を行える体制を整えることが求められている。**

## (1) 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備

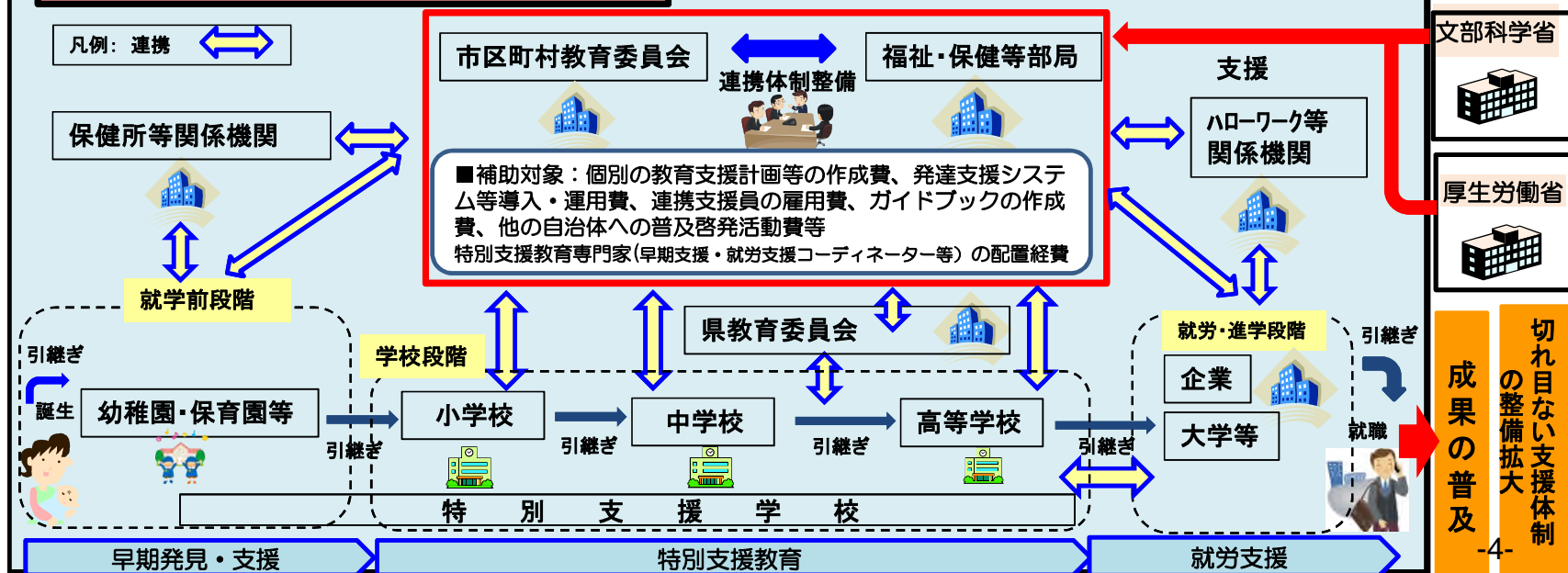
本補助事業が求める障害のある子供への支援体制の構築

- ① 就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援体制の構築
- ② 教育・保健・医療・福祉・労働部局・関係機関が連携して支援する仕組みづくり
- ③ 個別の教育支援計画等を活用した引継ぎの仕組みを構築
- ④ 切れ目のない連携支援体制の成果・普及の実施

共生社会の実現

- 推進支援地域：30箇所
- 申請条件：左記補助事業が求める障害のある子供への支援体制の構築を図ること
- ※ 福祉・保健部局の申請可
- 補助率：1/3
- 補助対象：都道府県・市区町村
- 最長3カ年補助

### 市区町村における切れ目のない支援体制イメージ図



# 発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援事業

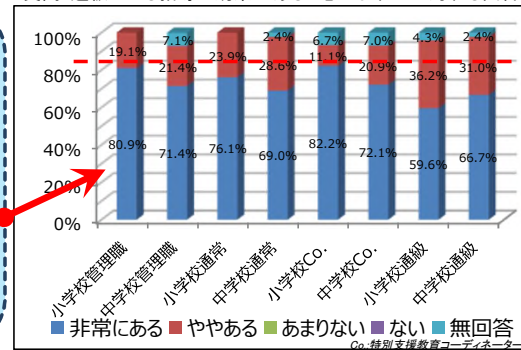
## ① 発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業

平成29年度予算額(案) 201百万円(平成28年度予算額 100百万円)

### 背景

- ① 校長を始めとし、全ての教職員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められ、**校長のリーダーシップの下、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営**が重要となる。
- ② また、発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍しているため必須であり、教科毎に、**学習上つまずくポイントを意識した指導方法**が求められる。
- ③ 特別支援学級や通級による指導の担当教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きく、特に、発達障害に関する通級による指導については、**9割以上の教員が効果があると認識**(平成26年3月国立特別支援教育総合研究調査)。そのため、発達障害のある児童生徒に対するより良い指導に向け、**通級による指導担当教員等の専門性の更なる充実に向けた取組**が求められている。

<質問:通級による指導に効果があると思いますかに対する回答>

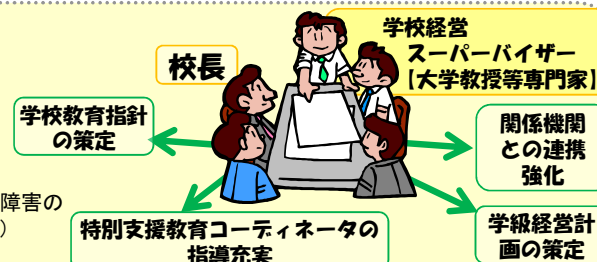


### ◎ 特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業 65百万(新規)

・小・中・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する特別支援教育の体制充実のための組織強化を図るため、学校経営を行うために必要なノウハウ及び効果的な運営の在り方について、大学教授等の専門家を活用し、調査研究を行う。

27地域等(学校経営スーパーバイザーの配置 27人)

- (事業内容) 特別支援教育の体制充実に向け、特別支援教育の視点を踏まえた、
- 発達障害の可能性のある児童生徒を包括する学校経営に関する研究(合理的配慮の提供、発達障害の可能性のある児童生徒をとりまくいじめ防止対策等の学校課題に対する学校体制整備の在り方)
  - 学校組織における特別支援教育コーディネーターの機能強化を図るための研究 など



### ◎ 発達障害の可能性のある児童生徒に対する教科指導法研究事業 87百万円(新規)

・通常の学級において発達障害の可能性のある児童生徒が、教科毎に学習上つまずくポイントを明らかにし、効果的な教科指導の方向性の在り方について調査研究を行う。また、今後、教員養成段階から発達障害の視点を踏まえた教授内容の知識習得に必要な、学習上つまずくポイントに対する教授方法の開発を行う。

16地域等(教科教育スーパーバイザー等 約32人配置)

- (事業内容) ○ 学習上のつまずきなど、特定の困難を示す児童生徒に対する指導方法の研究
- 学習上のつまずきなどに対する指導の方向性の在り方及び教員養成課程における教授方法の開発 など



### ◎ 通級による指導担当教員等専門性充実事業 49百万円

・教育委員会における発達障害に係る通級による指導の担当教員に対する研修体制を構築するとともに、必要な指導方法について医療関係機関等と連携しつつ研究を行う。 14地域

- (事業内容) ○ 通級による指導開始時における支援終了目標の設定及び評価手法の研究
- 教育委員会における通級による指導担当教員の研修体制の整備
- 通常の学級の担任との連携を深化させるための専門性の在り方の研究 など

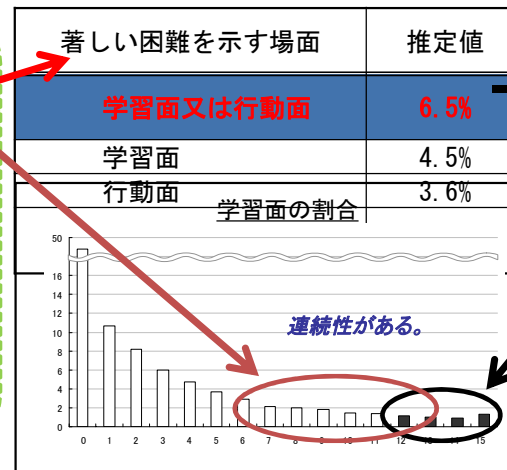


# 発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援事業

②発達障害の可能性のある児童生徒に対する連携支援事業 平成29年度予算額(案) 76百万円(平成28年度予算額 486百万円)

## 背景

- ① 公立の小・中学校の通常の学級において、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒が **6.5%(推定値)程度**の割合で在籍しており、これらの児童生徒以外にも、**教育的支援を必要としている児童生徒がいる可能性がある**。(平成24年12月文部科学省調査)
- ② 各学校段階において行われてきた児童生徒への指導の経過を共有し、**進学先等における児童生徒の特性や障害の程度に対するより良い理解につなげることが重要**。
- ③ 各学校段階のライフステージに応じた切れ目ない「縦の連携支援」に加え、学齢期等における日々の生活を支えるための教育と福祉等と「横の連携支援」が重要であり、**放課後等の関係機関における支援内容等を学校教育に活かすことが重要**。



### ◎ 系統性のある支援研究事業 63百万円

・教育委員会が主体となり、発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援内容の各学校段階の移行期における円滑かつ適切な引継ぎ手法、時期等に関する調査研究を行う。

15地域(学校間連携コーディネーターの配置 約45人)

#### (事業内容)

- 引継ぎを意識した個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成方法の研究
- 進学前後における引継ぎ内容及び時期の研究
- 児童生徒本人及び保護者の同意を得つつ、引継ぎを実施する仕組みの構築 など

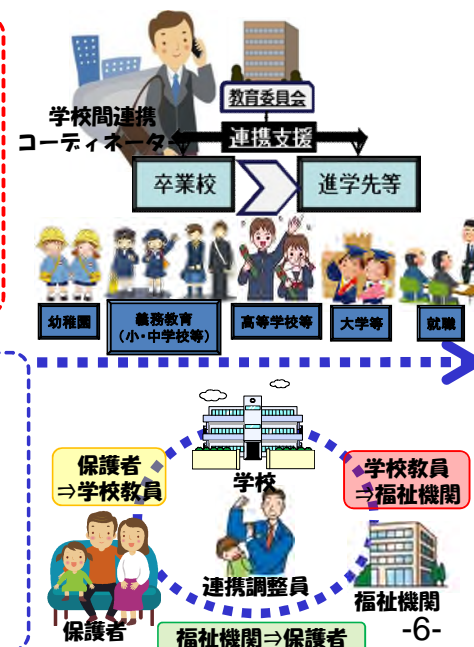
### ◎ 放課後等福祉連携支援事業 13百万円

・小・中・高等学校等に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援に当たって、厚生労働省と連携しつつ、学校と放課後等デイサービス事業者等の福祉機関との連携支援、支援内容の共有方法について調査研究を行う。

5地域(放課後等福祉連携調整員の配置 5人)

#### (事業内容)

- 保護者の同意を得つつ、関係機関の連携内容を発展させるための手法研究
- 学校側と福祉機関との情報交換や連絡調整体制の構築 など



# 学習上の支援機器等教材活用促進事業

平成29年度予算額(案) 179百万円 (平成28年度予算額305百万円)

## 背景

- ①障害のある児童生徒の将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図るためには、障害の状態や特性を踏まえた教材を効果的に活用し、適切な指導を行うことが必要である。
- ②また、各学校における必要な教材の整備、新たな教材の開発、既存の教材を含めた教材の情報収集に加え、教員がこれらの教材を活用して適切な指導を行うための体制整備の充実が求められている。
- ③これらの状況を踏まえ、これまで進めてきた学習上の支援機器等教材の研究開発に加えて、新たに支援機器等教材の選定・活用に必要な評価指標及び学習評価方法について調査研究を行う。

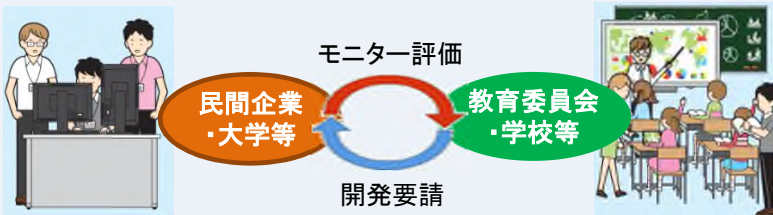
## ◎ 学習上の支援機器等教材研究開発支援事業 (134百万円)

障害の状態や特性を踏まえた教材の実用化・製品化は市場規模が小さい等の理由から進んでいない状況にあることを踏まえ、**企業・大学等が学校・教育委員会等と連携**し、ICTを活用した教材など、**障害のある児童生徒が入手しやすい価格、障害の状態等に応じた使いやすい支援機器等教材の開発を支援**する。

【開発件数：4件（平成27年度指定継続分）】

(事業内容)

- 児童生徒の障害等に応じた支援機器教材の開発
- 学校・教育委員会等と連携し、より使用しやすくするための分析、開発



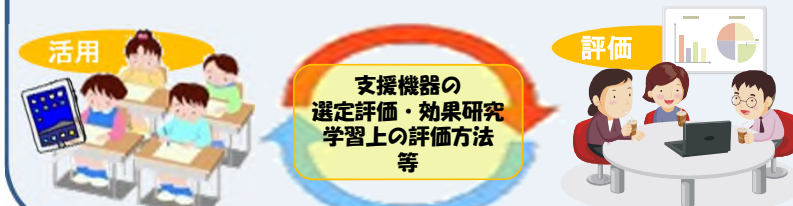
## ◎ 学習上の支援機器等教材活用評価研究事業 (42百万円)(新規)

教員が障害の状態や特性を理解した上で、**適切な支援機器等教材を選定・活用するために必要な指標及び支援機器等の活用に伴う学習評価指標の研究**を行う。また、通常の学級において、支援機器等教材を必要とする児童生徒と必要としない児童生徒及び保護者に対し、教材や支援機器の充実及び活用が、障害のある児童生徒の**合理的配慮及び指導上重要であることを理解**してもらうための効果的取組について研究を行う。

(事業内容)

- 支援機器等教材を必要とする児童生徒の教材選定時における評価方法、及びその児童生徒に対する他の教材活用・効果の比較研究
- 支援機器等教材の活用に伴う学習評価方法の研究

【教育委員会 18地域】



支援機器等教材を活用した特別支援教育の充実



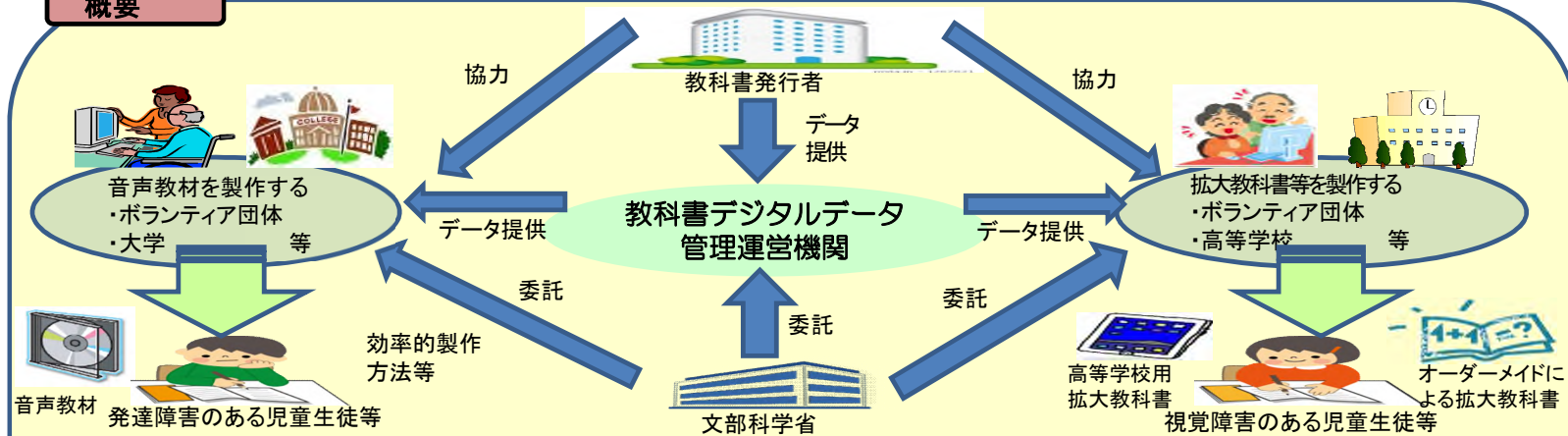
# 教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等 普及促進プロジェクト

平成29年度予算額(案) 144,035千円(140,310千円)

## 趣旨

「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」等を踏まえ、発達障害や視覚障害等のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備するため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法等や高等学校等における拡大教科書の普及促進等について、実践的な調査研究を実施するなど、障害のある児童生徒の自立・社会参加の加速化に向けた特別支援教育の一層の強化に取り組む。

## 概要



- (1) 障害のある児童生徒のための教科書デジタルデータを活用した音声教材の効率的な製作方法等に関する調査研究 50,742千円 (62,058千円)
  - 教科特性等を踏まえた音声教材の効率的な製作方法等に関する調査研究
  - 音声教材の効率的な製作方法等に関する普及推進会議
  - 教科用特定図書等の見本の展示
- (2) 高等学校等における拡大教科書の普及促進等に関する調査研究 11,687千円 (11,739千円)
  - 特別支援学校高等部等における教科書デジタルデータ活用に関する調査研究
- (3) 教科書デジタルデータ提供等推進事業 81,606千円 (66,513千円)
  - 教科書デジタルデータの管理運営
  - 教科書デジタルデータの変換
  - 教科書デジタルデータ活用の手引き書作成、講習会の開催
  - 教科書デジタルデータ活用促進に関する検討会議

## 効果

- 音声教材等の製作の効率化により、ボランティア団体等の負担の軽減。
- 発達障害等のある児童生徒が音声教材にアクセスしやすい環境の整備。
- 普及推進会議(全国5ブロック)の開催による音声教材等の学校、教育委員会等への周知徹底。
- 高等学校等における拡大教科書の普及促進。

## 特別支援教育関係の教職員定数の充実

通級による指導等に係る基礎定数・加配定数 6,928人  
(平成28年度比 602人増)

※特別支援学級の基礎定数は含まれていない  
※人数は平成29年度推計値

### ○通級による指導の充実〈基礎・加配〉 6,377人(+602人)

- ・通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を実施
- ・1対13(対象児童生徒)の割合で措置(現状では1対16.5)
- ・10年間で段階的に措置(10分の1ずつ加配から基礎に移行)  
※ただし、通級待機の状態等を鑑み平成29年度の加配の減らし方を緩和
- ・へき地や対象児童生徒の少ない障害種への対応のため加配定数を引き続き固定(現在の1割(約600人))

※通級による指導の基礎定数化に伴い、特別支援学級から通級による指導に移行するケースが予想されるため、特別支援学級の基礎定数が▲150人減少すると仮定している。

### ○特別支援学校のセンター的機能の充実〈加配〉 551人(前年同)

- ・特別支援学校がセンター的機能を発揮するための人的体制の整備を支援。

# 次世代の学校指導体制強化のための教職員定数の充実

【義務教育費国庫負担金】 平成29年度予算案:1兆5,248億円(対前年度▲22億円) ※教職員定数の増減は、平成29年度単年の増減  
 ・教職員定数の改善 +19億円(+ 868人) ・部活動手当の改善等 +3億円 ・教職員の若返り等による給与減 ▲ 88億円  
 ・教職員定数の自然減等 ▲89億円(▲4,150人) ・部活動運営適正化による部活動手当の減 ▲3億円 ・人事院勧告の反映による給与改定 +136億円

- **今通常国会に義務標準法改正案を提出予定。**平成29年度～38年度の10年間で、加配定数(平成28年度約6万4千人)の**約3割を基礎定数化**。これにより、
  - 地方自治体による、教職員の**安定的・計画的な採用・研修・配置に寄与。**
  - **発達障害等の児童生徒への障害に応じた特別の指導(通級による指導)や、日本語能力に課題のある児童生徒への指導、教員の「質」の向上に必要な研修体制を充実。**
- **加配定数の増(395人)により、小学校における専科指導等に必要な教職員定数を充実。**

**基礎定数** (学級数等に応じて算定。算定基準を義務標準法に規定。)  
**+473人** (少子化等に伴う定数減▲4,150人)

**基礎定数化**

**加配定数** (政策目的や各学校が個々に抱える課題等を踏まえて配分。)  
**+395人**

10年間で段階的に実施

- **障害に応じた特別の指導(通級による指導)の充実 +602人**
  - 1対13(対象児童生徒)の割合で措置 (現状 1対16.5\*)
  - 加えて、へき地や対象児童生徒の少ない障害種(弱視等)への対応のため**加配定数を措置**(現在の1割)。
  - ※基礎定数化に伴う「政策減」(特別支援学級から通級指導への移行)として、▲150人
- **外国人児童生徒等教育の充実 +47人**
  - 1対18(対象児童生徒)の割合で措置 (現状 1対21.5\*)
  - 加えて、散在地域の対応のため**加配定数を措置**(現在の1割)。
- **初任者研修体制の充実 +75人**
  - 1対6(対象教員)の割合で措置 (現状 1対7.1\*)  
 (\*いずれも平成28年度推計値)
- **指導方法工夫改善加配の一部基礎定数化 ▲101人(\*\*)**
  - 約41,000人のうち約9,500人を基礎定数化。  
 (\*\*児童生徒数の減少に伴う減)

**義務標準法の改正により追加**

特別支援教育	—
児童生徒支援	いじめ・不登校等への対応 +25人 貧困等に起因する学力課題の解消 +50人 統合校・小規模校への支援 +75人
研修等定数	アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善 +10人 ※既存の枠内で「先導的実践研究加配」として50人確保
養護教諭、栄養教諭等	+10人 +10人
事務職員	+50人 (共同学校事務室等、共同事務実施体制の強化)
指導方法工夫改善	小学校専科指導の充実 +165人 -10-

給与関係:土日の部活動の適正化に向けた取組を進めつつ、部活動手当(4時間程度)を3,000円→3,600円等(予算総額±0円)

## 2. 昨今の制度改革

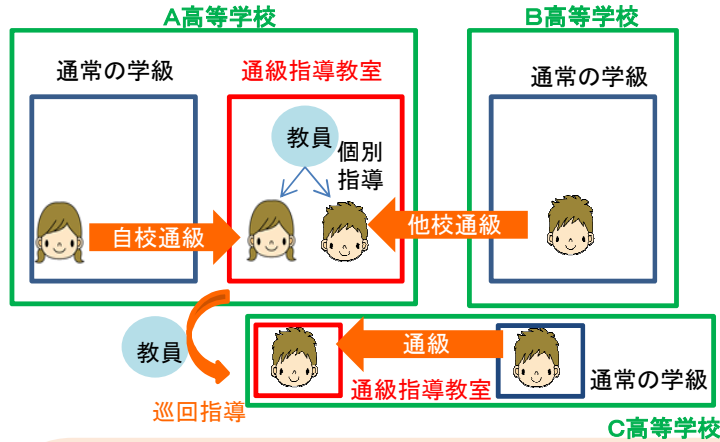
# 高等学校における通級による指導の制度化の概要

小・中学校等においては、通常の学級に在籍し、大半の授業を通常の学級で受けつつ、障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける「通級による指導」が制度化されているが、高等学校段階においても同様の指導を行うことができるニーズが高まっているところ。本制度改正はこうしたニーズに対応するものである。

●通級による指導等を受けている児童生徒数

	平成5年度	平成27年度
小学校	11,963人	80,768人
中学校	296人	9,502人

## ●通級による指導の実施形態



## ●加える場合の例（授業時数が増加する）

各学科に共通する 必修教科・科目 (31単位)	総合的な学習 の時間 (3単位)	選択教科・ 科目 (41単位)	障害に 応じた 特別の 指導	特別 活動
-------------------------------	------------------------	-----------------------	-------------------------	----------

## ●替える場合の例（授業時数が増加しない）

各学科に共通する 必修教科・科目 (31単位)	総合的な学習 の時間 (3単位)	選択教科・科目 (41単位)	障害に 応じた 特別の 指導	特別 活動
-------------------------------	------------------------	-------------------	-------------------------	----------

※障害に応じた特別の指導：年間7単位まで

## 省令等の改正

〔公布：平成28年12月9日、  
施行：平成30年4月1日〕

### ①省令（学校教育法施行規則）の改正

- ・高等学校で障害に応じた特別の指導を行う必要がある者（※1）を教育する場合、特別の教育課程によることができる  
（※1）言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱（小・中学校と同様）

### ②告示の改正

- ・障害に応じた特別の指導を高等学校の教育課程に加え、又は選択教科・科目の一部に替えることができる
- ・障害に応じた特別の指導に係る修得単位数を、年間7単位（※2）を超えない範囲で卒業認定単位に含めることができる  
（※2）中学校の時数と同程度
- ・小・中学校も含めた障害に応じた特別の指導の内容に係る規定の趣旨を明確化（※3）  
（※3）従来は「障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含む」と定められていたところ、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服という本来の目的に照らし、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる趣旨であることを明確化

# 発達障害者支援法の一部を改正する法律 概要

- 障害者をめぐる国内外の動向・障害者権利条約の署名(平成19年)・批准(平成26年) 障害者基本法の改正(平成23年)等
- 発達障害者支援法の施行の状況・平成17年の施行後、約10年が経過



発達障害者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正

## 第1 総則

### (1) 目的(第1条)

切れ目ない支援の重要性に鑑み、障害者基本法の理念にのっとり、共生社会の実現に資することを目的に規定

### (2) 発達障害者の定義(第2条)

発達障害がある者であって発達障害及び「社会的障壁」により日常生活・社会生活に制限を受けるもの

※ 社会的障壁：発達障害がある者にとって日常生活・社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

### (3) 基本理念(第2条の2)

発達障害者の支援は

①社会参加の機会の確保、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない

②社会的障壁の除去に資する

③個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、関係機関等の緊密な連携の下に、意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行う

### (4) 国及び地方公共団体の責務(第3条)

相談に総合的に応じられるよう、関係機関等との有機的な連携の下に必要な相談体制を整備

### (5) 国民の責務(第4条)

個々の発達障害者の特性等に関する理解を深め、発達障害者の自立及び社会参加に協力するよう努める

## 第2 発達障害者の支援のための施策

### (1) 発達障害の疑いがある場合の支援(第5条)

発達障害の疑いのある児童の保護者への継続的な相談、情報提供及び助言

### (2) 教育(第8条)

発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮

個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成の推進、いじめの防止等の対策の推進

### (3) 情報の共有の促進(第9条の2)

個人情報保護に十分配慮しつつ、支援に資する情報共有の促進のため必要な措置を講じる

### (4) 就労の支援(第10条)

主体に国を規定、就労定着の支援を規定、事業主は雇用の機会の確保、雇用の安定に努める

### (5) 地域での生活支援(第11条)

性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じた地域での生活支援

### (6) 権利利益の擁護(第12条)

差別の解消、いじめの防止等及び虐待の防止等のための対策推進、成年後見制度が適切に行われ又は広く利用されるようにすること

### (7) 司法手続における配慮(第12条の2)

司法手続において個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保等の適切な配慮

### (8) 発達障害者の家族等への支援(第13条)

家族その他の関係者に対し、情報提供、家族が互いに支え合うための活動の支援等

## 第3 発達障害者支援センター等

### (1) センター等による支援に関する配慮(第14条)

センター等の業務を行うに当たり、可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられるよう配慮

### (2) 発達障害者支援地域協議会(第19条の2)

支援体制の課題共有・連携緊密化・体制整備協議のため都道府県・指定都市に設置

## 第4 補則

### (1) 国民に対する普及及び啓発(第21条)

学校、地域、家庭、職域等を通じた啓発活動

### (2) 専門的知識を有する人材の確保等(第23条)

専門的知識を有する人材の確保・養成・資質の向上を図るため、個々の発達障害の特性等に関する理解を深めるための研修等を実施

### (3) 調査研究(第24条)

性別、年齢等を考慮しつつ、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、個々の発達障害の原因の究明等に関する調査研究

## 第5 その他

### (1) 施行期日(附則第1項)

公布日から3月内の政令で定める日

### (2) 検討(附則第2項)

国際的動向等を勘案し、知的発達への疑いがある者等について実態調査を行い、支援の在り方について検討等

# 発達障害者支援法の改正について

## 趣旨・概要

- 発達障害者支援法が施行（平成17年）され、**約10年経過**。
- 障害者をめぐる国内外の動向として、**障害者権利条約の署名（平成19年）・批准（平成26年）、障害者基本法の改正（平成23年）等の実施**。
- 発達障害者の支援の一層の充実を図るため、**法律の全般にわたって改正**。
- 平成28年6月3日公布、平成28年8月1日施行。

## 改正のポイント ※下線部が追記及び新設

### 目的・基本理念（第1条）

- 個人としての尊厳に相応しい日常生活・社会生活を営むことができる**ように発達障害の早期発見と発達支援を行い、**切れ目ない支援を行う**ことについて国及び地方公共団体の責務を明らかにする。
- 発達障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、**障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する**。

### 定義（第2条）

- 発達障害者とは、**発達障害がある者であって、発達障害及び社会的障壁により**日常生活または社会生活に制限を受けるもの。  
※社会的障壁…発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

### 教育（第8条）

- 本条の対象に含める十八歳以上の発達障害児に**専修学校の高等課程**に在学する者を追加。
- 国及び地方公共団体は**その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた**十分な教育を受けられるようにするため、**可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を行うこと、個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進、**その他の支援体制の整備を行うことその他必要な措置を講じる。
- 大学及び高等専門学校は、**個々の発達障害者の特性**に応じ、適切な教育上の配慮をする。

### その他

- 国及び地方公共団体は、関係機関等との有機的な連携の下に必要な相談体制を整備**。〈第3条〉
- 発達障害の疑いのある児童の**保護者への継続的な、相談、情報提供及び助言**を行う。〈第5条〉
- 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に配慮しつつ、関係機関が支援に資する情報の共有を促進するために必要な措置を講じる**。〈第9条の2〉
- 国及び都道府県は、就労定着のための支援**に努める。〈第10条〉
- 権利利益の擁護のために、差別の解消、いじめや虐待の防止、成年後見制度が適切に行われ広く利用されるようにする**。〈第12条の2〉
- 都道府県は、支援体制の課題共有・連携緊密化・体制整備協議のため発達障害者支援地域協議会を置くことができる**。〈第19条の2〉
- 個々の発達障害者の特性**に関する国民の理解を深めるため、**学校、地域、家庭、職域その他の様々な場**を通じて、啓蒙活動を行う。〈第21条〉
- 専門的知識を有する人材の確保・養成・資質の向上を図るため、個々の発達障害者の特性に関する理解を深めるための研修を実施**。〈第23条〉

文部科学省が所管する分野における  
障害者施策の意識改革と抜本的な拡充  
～学校教育政策から「生涯学習」政策へ～(概要)

平成28年12月14日  
特別支援教育総合プロジェクトタスクフォース

1. はじめに

- 文部科学省が、従来の学校教育政策を中心とする障害者政策から一步進めて、生涯学習(教育、文化、スポーツ)を通じた生き甲斐づくり、地域との繋がりづくりを推進し、「障害者の自己実現を目指す生涯学習政策」を総合的に展開していかなければならない。

2. 障害者の生涯学習施策推進の視点

- タスクフォースで、現在も、生活の場である福祉施設や仕事の場、特別支援学校等で生涯学習的活動施策が行われていることが報告された。
- これは、人の豊かな生活には、仕事、生活の保障のみならず、生涯学習の環境、体験の中から、生き甲斐を見つけ、人と繋がっていくことが必要となるため、現場がニーズに応じて対応しているもの。
- このため、障害者であっても生涯学習を享受できるように取り組み、生き甲斐づくり、地域との繋がりづくりを障害者施策の目的の中に位置づけていくことが文部科学省に求められている。



### 3. 文部科学省において取り組むべき課題について

#### (1) 障害者の学びを総合的に支援するための企画立案部門の創設

- 文部科学省の障害者施策の意識改革と抜本的な拡充の旗手として、生涯学習政策局に「特別支援総合プロジェクト特命チーム」を設置し、省横断的な推進体制を確立するとともに、速やかに「障害者学習企画室」(仮称)を置くことを目指す。

#### (2) 生涯を通じた学び、文化・スポーツ等において取り組むべき課題について

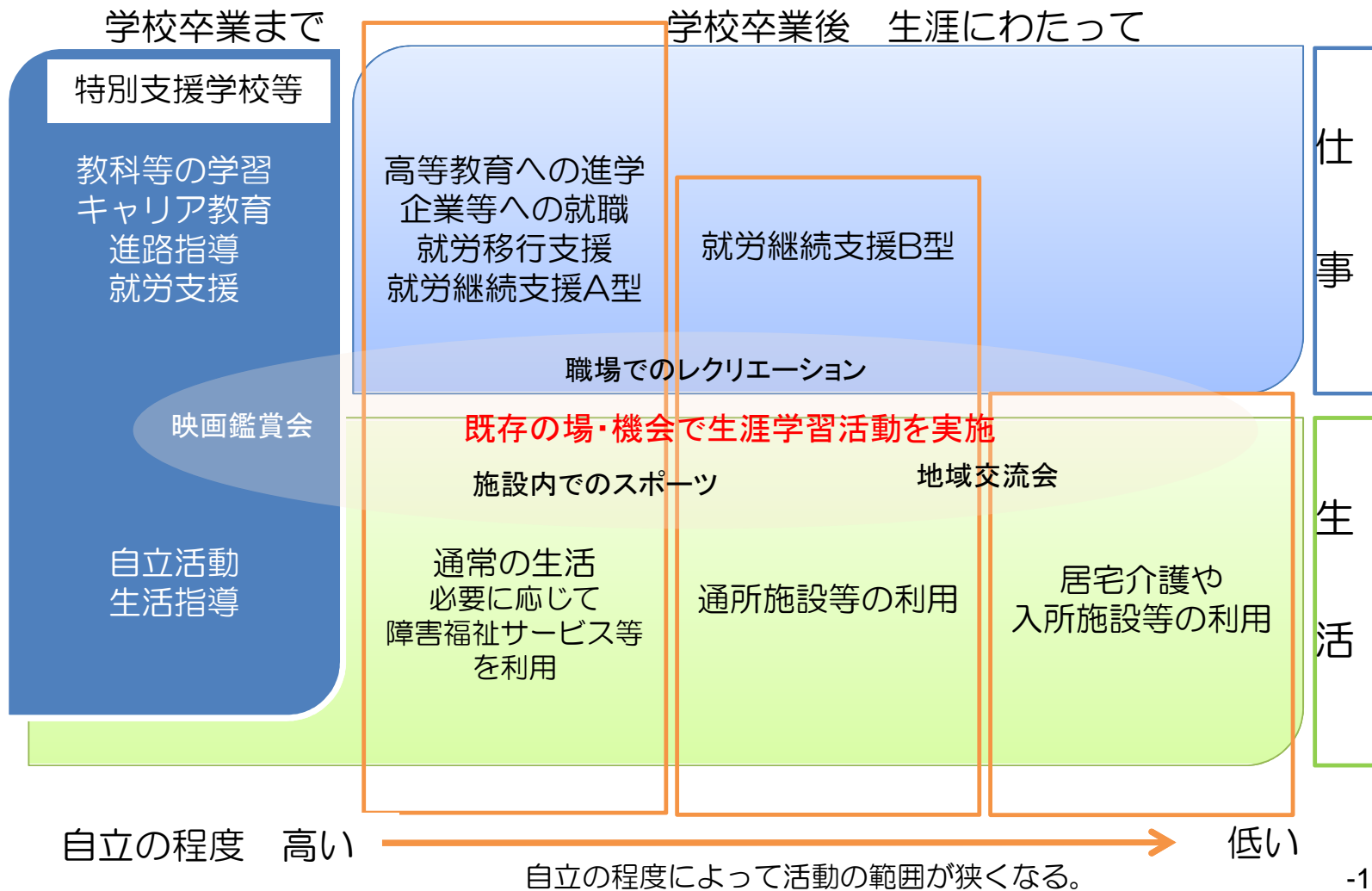
- 学校教育外における障害者の学習機会の充実に向けて、特別支援学校も含めた「地域学校協働活動」の推進、「障害者青年学級」や「オープンカレッジ」など様々な主体により実践されてきた学習モデルの普及等に取り組む。
- 障害者の芸術の鑑賞機会の充実等を行うとともに、特別支援学校への芸術家を派遣する事業等により障害者が芸術活動に取り組む裾野を拡大。また、優れた才能を伸ばしていくため、障害者の芸術の公演や展覧会等の発表の機会の充実を図る。
- 「Specialプロジェクト2020」に向けた取組を加速させ、「障害者スポーツ・文化週間」(仮称)等をプロモートしていく。

#### (3) 教育分野において取り組むべき課題について

- 特別支援学校における障害のある子供たちのキャリア教育の充実、生涯学習を奨励するとともに、学校と卒業後の進路や生涯学習の活動の場との連携の促進に取り組む。
- 大学等において、特別支援学校との接続の推進や、支援の中核的拠点を整備する等により、障害のある学生の支援体制を充実するとともに、各大学の障害のある学生の支援情報の積極的な情報提供を促進する。また、障害のある学生への支援を補助する学生の組織化・養成を促進する。

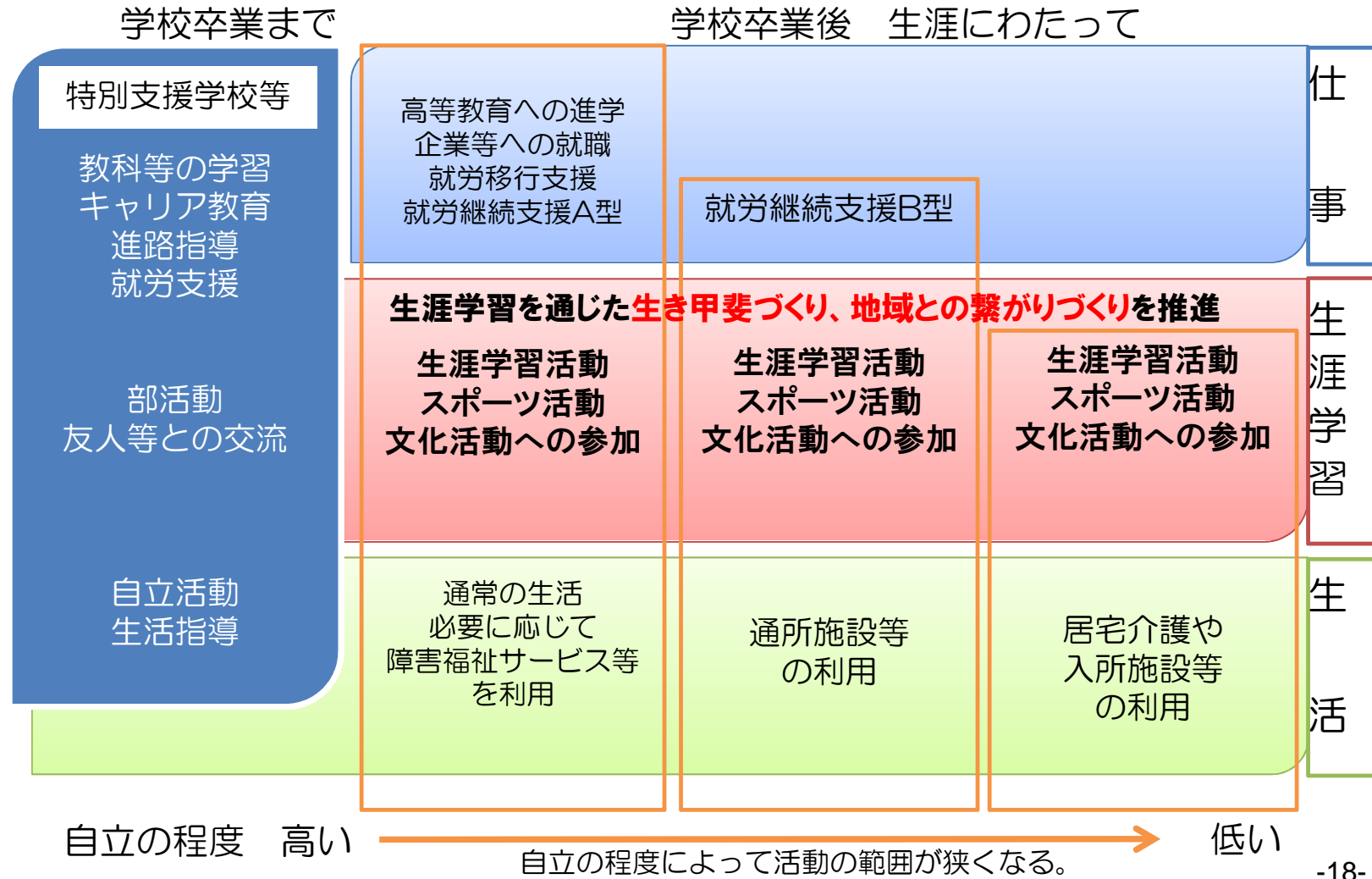
## これまでの障害者施策

障害者の生活を保障し、就労の場を確保・拡充する政策を中心に展開。卒後の学習活動、文化活動、スポーツ活動といった**障害者の生涯学習ニーズは、仕事や生活の場、卒業校等が対応。**



## 今後の障害者施策

従来の学校教育政策を中心とする障害者政策に留まらず、**生涯学習を通じた生き甲斐づくり、地域との繋がりづくりを推進し、「障害者の自己実現を目指す生涯学習政策」**を総合的に展開。



# お知らせ

文部科学省では、ホームページ等により、特別支援教育の最新情報を提供しております。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/main.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm)

(主な刊行物)

季刊特別支援教育(年4回 3, 6, 9, 12月)

学習指導要領解説

教科書(視覚障害、聴覚障害、知的障害)及び指導書・解説

改訂第2版 通級による指導の手引 ●解説とQ&A●

よりよい理解のために-交流及び共同学習事例集-

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所でも、発達障害教育情報センターをはじめとするホームページ、メールマガジン等により、特別支援教育の情報発信をしております。

<http://www.nise.go.jp/>

発達障害教育情報センター

メールマガジン

<http://icedd.nise.go.jp>

<http://www.nise.go.jp/magazine/>

## 是非御覧ください！



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN